

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当支給の認定		
根拠法令及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号) 第 19 条、第 26 条の 5		
所 管 部 課 名		福祉部 子ども支援課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・多治見市障害児福祉手当及び特別障害者手当等の支給に関する規則(平成 21 年規則第 51 号) ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律別表第 1 における障害の認定要領等の改正について(昭和 50 年 9 月 5 日児発第 576 号)		
	基 準	特別障害者手当等の受給資格の審査は、提出された書類等に基づき、次の事項について行うこと。 (1) 請求者の障害の程度 (2) 住所地 (3) 令第 6 条に規定する障害を支給事由とする給付の受給の有無(障害児福祉手当の場合) (4) 法第 17 条第 2 号に規定する肢体不自由児施設又は規則第 1 条各号に規定する施設への入所の有無(障害児福祉手当の場合) (5) 法第 26 条の 2 第 1 号に規定する身体障害者療護施設又は規則第 14 条各号に規定する施設への入所の有無及び法第 26 条の 2 第 2 号に規定する病院又は診療所に継続して 3 か月を超える収容の有無(特別障害者手当の場合)		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 14 日程度(注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日(機関名) 協議機関 日(機関名) 処分機関 14 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				